# 「印西市市民参加条例」市民案の提言書

印西市の市民参加条例をつくる会 H19.3.28

# - 印西市提言書目次-

| 1 | はし | <b>どめ</b> (     | に  | • | • | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1  |
|---|----|-----------------|----|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 2 | 条例 | l案 <sup>·</sup> | •  | • | • | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 4  |
| 3 | 条例 | 制制              | 定  | の | 経 | 緯 | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 12 |
| 4 | 条何 | <b>りに</b> :     | 寄  | t | る | 参 | 加 | Ⅰ者 | の | 想 | い | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 16 |
| 5 | 参加 | ]者:             | 名: | 籒 |   |   |   | •  |   |   |   |   |   | • |   |   |   |   |   | • | • | 27 |

### 1. はじめに

#### 条例を活かした参加と協働のまちづくりへの期待

文字通り市民手づくりの市民参加条例案を、市民の提言と職員プロジェクトメンバーの感想と を共に、市長さんに今日、提出できることを心からうれしく、また誇りに思います。

(仮称) 印西市市民参加条例の市民案は、市民会議14回、条例をつくる会12回、計26回、実に3年の討議の結晶です。この間、困難な時期もありましたが、参加による条例づくりの意思を固く持ち続けたのは誰よりも市民でした。

第1次作業は、平成16年5月から熱心に取り組まれ、平成18年の春には、中間まとめをしました。第2次作業には、あらためて市民を公募し、31名の市民が応募し、条例検討に参加しました。平成18年7月からは、いよいよ最終的なまとめに向けた作業が始まりました。9月からは、市民のみならず市職員プロジェクトチームの参加によるワークショップ方式の検討が、月1回ないし2回の頻度で12月中旬まで進められました。その成果をもとに、年初からはパブリック・コメント実施及び住民自身の運営による条例案の地区別説明会が行われました。

これらの結果をふまえた最終とりまとめは、2月から3月にかけて市民と市職員との文字通りの協働により行われました。この条例案作成には、さらに市民参加の専門知識とゆたかな経験とを持つ伊藤雅春さんのチームが専門家として、事務局と一体となって検討プロセスを支えたことも、大きな力になったことを、申し添えたいと思います。

この参加のプロセスは、市民、職員両者の熱意と創意溢れる取組によって、それぞれの持つ知 見が、惜しみなく提供され、また、相互の学習によってその知見が活かされて、条例の内容に結 実していきました。

この「条例に寄せる参加者の想い」をお読みいただければ、参加のプロセス自体が、明日の印 西市を担う人材のネットワークを生みだし、市民と市職員との素晴らしい信頼関係を培ったこと を実感されると思います。

この条例案作成に係わった市民、市職員、そして地区別説明会に参加された市民の方々は、この条例の一日も早い実現を心待ちにしているだけでなく、実現後の市民と行政との協働のまちづくりに思いをはせています。

身近な公園整備へのモデル的な市民参加の機会や、近々に予定されている総合計画の見直しの機会に、こうした市民及び市職員の思いを受けとめていただきたいと思います。新たな参加の機会が開かれれば、市民と市職員は、26回に及ぶ参加の実践が培った参加力を発揮して、印西市が、他の地域に誇りうる協働の力を持つことを実証するものと、私は確信しています。

私自身、今回の条例案作成に参加し、多くを学ぶと共に、参加した市民と市職員との人間力の 発揮に深く感動しました。このような機会を与えられたことに感謝すると共に、今後の稔りを見 守り、あるいは、機会あれば再び共に汗をかきたいとも願っています。

2007. 03. 28

林 泰義

印西市長 山﨑 山洋 様

印西市の市民参加条例をつくる会

#### 印西市の市民参加条例策定に向けて(提言)

このことについて、下記のとおり当会の検討結果の提言をいたします。

今後は、この提言書に付した条例が制定され、市民参加によるまちづくりが推進されますよう 切にお願い申し上げます。

記

わたしたちは、「市民参加条例」の制定に向けて、平成16年度から市民会議を開催し、議論を 重ねてきました。

第1ステージでは、平成16年5月20日の会議を初回に、2年間で14回の市民会議と中間報告会を行い、市民参加の基本的な考え方のまとめを行いました。

第2ステージでは、平成18年7月14日から平成19年3月13日までの8ヶ月間で、12回の全体会議と8回の検討部会、及び4回の地区説明会を経て、本日の条例(案)の提言に至りました。この間、約3ケ年の期間を要したことになります。

振り返りますと、別添提言書の中の「条例に寄せる想い」の中にもありますように、この共有された時間こそが市民参加そのものであったと思います。

第2ステージでは、具体的に条例の内容をワークショップ形式の会議で検討してきましたが、職員のプロジェクトチームと一緒に検討を重ねることで、信頼関係に基づく行政と市民の協働のプロセスを体験することができました。

このことは、印西市の市民参加の特徴として、条例案に表れていると思います。

とりわけ、条例素案策定後、4駅圏で開催した地区説明会では、駅圏毎に分かれた会のメンバーが主体となって、市民の知恵と工夫で、それぞれが特徴あるユニークな説明会を開催することができました。この地区説明会は、市民参加の可能性の豊かさを感じさせてくれる機会ともなりました。この条例によって何が変わるのか、なぜこの条例が必要なのかは、3年間の市民会議の活動に参加したわたしたちつくる会メンバーそれぞれの中に、確かな想いとして生まれてきています。

条例が制定された後も、この条例が活用され、市民参加によるまちづくりが進むよう期待いたします。

### 2. 条例案

### 印西市市民参加条例 一市民案一

#### (前文)

北総台地の緩やかな地形からなる印西市は、三方を利根川、手賀沼、印旛沼に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、歴史と伝統に培われたまちです。

また、その広大な台地には、大規模な都市開発が進み、更なる発展の可能性を秘めています。 このように、自然、歴史、伝統、並びに新しい都市機能を備えた多様性に富んだこのまちで、 子どもからお年寄りまで、様々な形でこの地に関わる人々が、心豊かに生きいきと暮らしていく ためには、一人ひとりの市民が、「わたしたちのまち」に主体的に関わっていくことが大切です。 わたしたち市民と市は、互いに信頼し合い、市民の知恵と感覚を生かしたまちづくりを進める ため、ここに、この条例を制定します。

#### (目 的)

- 第1条 この条例は、市民が主体的に行政に関わるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。
  - 1 この条例では、市の行政活動における市民参加を進めるために、市民が行政に関わる基本的事項を 定めることとしています。
  - 2 「印西市市民参加条例」と「印西市市民活動推進条例」は、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的として、互いに補完する関係と位置付けます。これにより、市民参加及び市民活動を保障し推進する2本の条例が、互いの特徴を生かし補い合うことによって、市民と市の協働のまちづくりを推進する体系が形成されます。
  - 3 この条例は、市の執行機関が行政活動を行う上で必要な市民参加の基本的事項について定めています。従って、2元代表制で市長とは異なる代表である「議会」の役割等については定めていません。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市民参加 市民及び市が協働でまちづくりを行うために、市の施策立案等において、市民 が自主的、主体的に行政活動に参加することをいう。
  - (2) 協働 市民及び市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な意思に基づき、<u>対等な立場で互い</u>に協力及び連携することをいう。
  - (3) <u>市民</u> 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その 他の団体をいう。
  - (4) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき 法律又は条例により設置された附属機関及び要綱等により設置された機関をいう。

- 1 この条例で使用する用語を定義し、条例上の解釈を明確にしています。
- 2 第1号の市民参加の定義で「行政活動」とは、地方自治法の第2条に規定する事務を処理するために市の機関が行う活動をいいます。
- 3 第2号の協働の定義で、「対等な立場」とは、独立し自立した市民(市民、市内事業者、市民活動 団体等)と市が、互いに相手の立場を理解し、尊重し合うことをいいます。
- 4 ここでいう「市民」は、印西市の区域内に住所を有する者(地方自治法第10条第1項)に加え、 市内に在勤、在学する者、市内に事務所を有する法人、その他の団体(自治会、各種ボランティア等 市民活動団体、各種サークル等活動団体など)としています。

#### (基本理念)

- 第3条 市民参加の機会は、<u>全ての市民に平等に保障され、市民の参加の努力</u>が生かされることにより、保持され拡大されるものである。
- 2 市民参加は、年齢、性別、居住地域等それぞれの置かれた立場を尊重し、市民の持つ豊かな社 会経験、知識及び創造的な活動等の多様な視点を生かし推進されるものである。
- 3 市民及び市は、市民参加の推進のため<u>互いを尊重</u>し、それぞれが自らの役割を果たし、協働によるまちづくりに努めるものとする。
  - 1 この条例の全ての条文の基礎となる基本的な考え方を定めたものです。
  - 2 第1項の「全ての市民に平等に保障」とは、国籍、思想、宗教、年齢、性別、職業、障害の有無に 関係なく、全ての市民に参加の機会を保障することをいいます。
  - 3 第1項の「市民の参加の努力」とは、市民がまちづくりの主役として、自らの意思と行動に責任を 持ち、主体的に行政に参加することを指し、その努力が生かされることにより、市民参加の機会が保 持され、またその機運の高まりが、市民参加の機会を拡大するというものです。
  - 4 第3項の「互いを尊重」とは、市民と市は、信頼、協力関係を形成することにより、互いを尊重し、 それぞれの役割が果たせるという理念に基づいたものです。

#### (市民参加における役割)

- 第4条 市民及び市は、市民参加を推進するため、情報を共有し、信頼関係を築き、協力し合うことにより、互いの役割を果たすよう努めるものとする。
- 2 市民は、市民参加によるまちづくりを推進するため、次の役割を担う。
  - (1) まちづくりの担い手であることを認識し、主体的に市民参加によるまちづくりを推進する ものとする。
  - (2) 自らの意思と行動に責任を持ち、積極的な市民参加に努めるものとする。
  - (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努めるものとする。
- 3 市は、市民参加によるまちづくりを推進するため、次の役割を担う。
  - (1) 市民自らがまちづくりについて考え行動することができるよう、<u>早い段階からの積極的な</u>情報の提供を行い、市民との認識の共有に努めるものとする。
  - (2) 市民の意向をまちづくりに反映することができるよう、基本的な事項を定める意思形成段 階から市民参加を行うとともに、<u>公正な参加の機会</u>の確保に努めるものとする。
  - (3) 市民参加の推進のため、市民への啓発に努め、市民の持つ知識や経験を蓄積し、生かすと ともに、市の職員が市民参加の意義について理解を深め行動することができるよう、<u>必要な</u> 方策を講ずるものとする。
  - 1 市民参加を推進するためには、市民と市が情報を共有し信頼、協力し合うパートナーシップの形成 により、互いの役割を理解し、尊重することが必要という考えで、市民参加における市民と市の役割 を規定するものです。

- 2 第3項第1号の「早い段階からの積極的な情報の提供」とは、市民の行政への参加を促進し、市民の 理解と信頼のもとでの開かれた行政を展開するため、行政情報を広報紙及び市のホームページ等へ掲載 する等、できるだけ多くの方法を取り入れて情報提供を行い、行政案が修正可能な早い段階での情報を、 全ての市民が容易に入手できるよう努めるものです。
- 3 第3項第2号の「公正な参加の機会」とは、個々の市民のライフスタイル、また身体等のハンディキャップなどの市民の多様性を考慮し、できる限り複数の参加の機会の確保に努めるものです。
- 4 第3項第3号の「必要な方策」とは、市民参加をテーマとしたフォーラム(公開討議)や講座の開設、また参加できる市民の人材登録、市の職員研修など様々な取り組みが考えられます。実際の取り組みは、第14条に規定する「印西市市民参加推進会議」に意見を聴き進めていくこととなります。

#### (市民参加の対象)

- 第5条 市は、次の各号に掲げる行政活動を行う場合は、市民参加を求めなければならない。
  - (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定及び変更
  - (2) 市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
  - (3) 市民の権利義務に関する条例の制定又は改廃
  - (4) 市民の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
  - (5) 大規模な公共施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- 2 市は、市民参加を推進するため、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものを市民参加の対象 とするよう努めるものとする。
  - (1) 市民の生活に身近な公共施設等の設置、改善及び運営
  - (2) 市民及び市が協働で地域の魅力や課題を発掘し、特色あるまちづくりを目的とした事業
  - (3) その他市民参加を求めることが適当と認められる事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、<u>緊急その他やむを得ない理由がある場合</u>、政策的な判断を要しない場合又は<u>市税の賦課徴収その他金銭徴収に関する条例を制定又は改廃する場合(新税を導入する場合を除く。)</u>は、市民参加を求めないことができる。ただし、市民参加を求めない理由を<u>印西市市民参加推進会議に報告するとともに、市民に公表する</u>ものとする。
  - 1 本条は、市が行政活動を行うにあたっての市民参加の対象を規定したものです。
  - 2 第1項は、市民参加の対象として義務付けるもの、第2項は、市民参加の拡大をはかる対象とする もの、第3項では、第1項で市民参加の対象としているものの除外事項を規定しています。
  - 3 第1項では、行政事務上の重要な事項は、基本構想、総合計画及び条例等に基づき執行されることから、計画、条例の策定及び大規模な公共施設の設置・運営等のうち、行政運営上の基本事項に関するものや、市民生活に大きな影響が及ぶもの等について政策的判断を行うときなど、市民参加を求めなければならない事項として定めているものです。
  - 4 第1項第5号の「公共施設」とは、公園、公民館、図書館、保育園等福祉施設、学校、道路などの 直接市民が使用する施設(公共の用に供する施設)を指します。
  - 5 第2項では、より多くの市民の意見を反映させていくために、小さな公園など市民の生活に身近な 公共施設等の設置など、地域の特色や課題を市民と市が協働で行う取り組み、その他市民参加を求め ることが相当であると考えられる事象については、第1項の規定にかかわらず、積極的に市民参加を 求める事項としています。
  - 6 第3項は、除外規定として設けたもので、この条項に適用し市民参加を求めないときは、第14条に規定する「印西市市民参加推進会議」に理由を付して報告し、市の広報、ホームページ等で市民に公表し理解を得ることとしています。

- 7 第3項で「緊急その他止むを得ない理由がある場合」とは、災害又は不慮の事態が生じた場合等で、 時間的制約により意思決定に緊急性、迅速性が求められるときや、法令等により実施の基準が定められ、市民参加の効果を見出せないものについては、この条例の対象からは外しました。
- 8 第3項で「市税の賦課徴収その他金銭徴収に関する条項を制定及び改廃する場合(新税を導入する場合を除く。)」とは、地方自治法第74条第1項により、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは、条例の制定又は改廃を行う直接請求の除外事項とされているため、直接的に個人の利害に関わり大局的な判断が難しい事項として、原則としてこの条例の対象からは外しました

ただし、地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新税を導入する場合は、市民参加を求めることが必要であると考え、この例外には当らないものとしました。

なお、国民健康保険税及び水道、下水道料金等は、現行においても関係する審議会等に意見を伺い 料金決定していますので、今後も出来る限り市民参加に努めるものとしていきます。

9 第3項で「印西市市民参加推進会議に報告するとともに、市民に公表する」とは、この規定を適用し市民参加を求めなかったときは、印西市市民参加推進会議に報告し、その妥当性への意見を聴き、市の広報及びホームページ等で公表することとしています。

#### (市民参加の方法)

- 第6条 市は、前条の規定により市民参加を求める場合は、次の各号に掲げる市民参加の手続により広く市民参加を求め、市の施策に反映させるよう努めなければならない。ただし、<u>法令等に特</u>別の定めがある場合は、その手続きによる。
  - (1) パブリックコメント手続
  - (2) アンケート調査手続
  - (3) 審議会等手続
  - (4) 市民説明会手続
  - (5) 市民会議手続
  - (6) 住民投票手続
- 2 市は、前項各号に規定する市民参加を求める場合は、市民が参加し易いよう基本的な事項を定める意思形成段階から、適切な方法により実施しなければならない。
- 3 市は、第1項に規定する方法のほか、市民の自発的な提案を市の施策等に反映させるための手続(以下「市民提案手続」という。)の窓口を設置する。
- 4 市は、第1項及び前項に掲げる手続のほか、市民の意見等の把握のため、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による提案及び質問等の受付又は直接的な対話等を積極的に用いるものとする。
- 5 市は、第1項及び第3項の規定により市民参加を求めたときは、会議等の開催記録又は提出された意見の内容及び検討結果を<u>速やかに公表</u>するものとする。ただし、印西市情報公開条例(平成12年条例第24号)に定める不開示情報に該当する事項は除く。
  - 1 本条は、第5条第1項及び第2項に基づき市民参加を求める場合の方法を定めています。
  - 2 第1項第3号の「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び市の要綱、要領等により設置された懇談会等を指します。

附属機関及び懇談会等は、委員構成(市民、学識経験者等)は同様の形態をとっていますが、その 役割では、附属機関は行政執行の前提として必要な審査、審議、調査等を行うのに対し、懇談会等は、 市民や専門家等の各人の自由な意見を求める機関という違いがあります。

3 第1項ただし書きの「法令等の特別な定めがある場合は、その手続きによる。」とは、法令や通達 等により定められた市民参加の手続きを行った場合は、この条例による手続きを行ったものと見なす 規定です。

- 4 第2項の「意思形成段階」とは、基本的な事項を定める段階で選択肢が複数ある場合には、市民の意見等を反映させるための市民参加を行うこととしたものです。
- 5 第3項の「市民提案手続」とは、第1項で規定する市からの求めに応じる市民参加の方法に対し、 市民からの自発的な提案による市民参加の方法として規定したものです。
- 6 第4項は、市は第5条第1項及び第2項に掲げる市民参加の対象に限らず、市民の意見等を広く聴くための各種手法を記したものです。
- 7 第5項は、市民参加を求めたときは、会議等で話し合われた内容、又は提出された意見の概要及び 提出された意見に対する市の考え方を公表することとしています。また、結果を公表することにより、 市民個々の考え方や意向が明確にされ、市民の様々な考えや意向の違いを市民同士が共有することが できます。
- 8 第5項の「速やかに公表」では、会議等の開催記録(会議録)については、概ね30日以内に公表 するよう努めるものとします。その他検討結果等の公表については、事案により検討期間の長短があ りますので、検討結果が出次第速やかに公表を行うものとします。

#### (パブリックコメント手続)

- 第7条 市は、パブリックコメント手続(市の施策等を修正可能な段階で公表することにより、対象となる市民から意見を募り、その上で意思決定を行う一連の意見公募手続をいう。)を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。
  - (1)対象とする事案
  - (2) 対象とする事案を作成した趣旨、目的及び関係資料
  - (3) 意見等の提出方法、提出期間及び提出先
  - (4) 意見等を提出することができる者
  - (5) その他必要な事項
- 2 市は、意見等の提出方法について、多様な方法を保障しなければならない。
- 3 意見等の提出期間は、<u>30日以上</u>とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、 その理由を公表し、提出期間を30日未満とすることができる。
  - 1 第1項では、市がパブリックコメント手続により意見を求めるときに公表する事項を定めたものです。
  - 2 第2項の「多様な方法」とは、市民が意見を提出しやすい方法により実施することが必要であることから、郵便、ファクシミリ、電子メール等の意見を提出しやすい方法を確保することをいいます。
  - 3 第3項の「30日以上」は、行政手続法(第39条第3項)の規定に準じて定めています。

#### (アンケート調査手続)

- 第8条 市は、アンケート調査手続を実施するときは、事前にその目的を公表しなければならない。
- 2 市は、アンケートの回答書の提出方法について、多様な方法を保障しなければならない。
  - 1 第1項の「事前にその目的を公表」とは、アンケートにより多くの市民からの回答を得るため、事前に案件をアンケートする旨を広く市民に周知した上で行うことを定めています。
  - 2 第2項の「多様な方法」とは、アンケートは、市民が提出しやすい方法により実施することが必要ですので、郵便、ファックス又は直接市の窓口への提出等、多様な方法を確保することを定めています。

#### (審議会等手続)

- 第9条 市は、市の事務又は事業について、市民の意見や専門的知識の反映及び公正の確保のために、市民、学識経験者等の意見を聞く場合は、審議会等を設置する。
- 2 審議会等の設置及び運営において、委員を選任しようとする場合は、<u>できる限り公募</u>で行うも のとする。
- 3 審議会等の構成員については、男女の比率、他の審議会等との<u>重複、在任期数等を勘案し、幅</u> 広い人材を登用するよう努めるものとする。
- 4 審議会等の会議等は、<u>原則として公開</u>とする。ただし、法令又は他の条例の規定により非公開とされる場合又は公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。
- 5 市は、審議会等の会議を開催するときは、会議名、議題、開催日時、場所その他必要な事項を 事前に公表しなければならない。
  - 1 本条は、審議会等手続の具体的な内容について定めたものです。
  - 2 第2項の「できる限り公募」とは、法令等の規定により委員の構成が定められており、公募により 選任する余地のない場合、又は審議会等の有する性格から公募により選任することがなじまない場合 等、公募に適さない審議会等の例を考慮し、努力規定としています。
  - 3 第3項の「重複、在任期数等を勘案し、幅広い人材を登用する」とは、多様な市民の知識・経験・ 創造性を行政に反映させるため、より多くの市民の参加機会を確保するため定めるものです。
  - 4 第4項の「原則として公開」とは、審議会等は、行政に市民の意見を反映させるとともに、専門的知識の導入又は行政の公正の確保を図ることを主な目的として設置されますので、本来的には「公開」とするものです。また、「公開」で行う審議会等の会議は、傍聴席を設置し、開催記録を公開することとします。

#### (市民説明会手続)

- 第10条 市は、課題、問題点等の説明を通して複数の市民の意見等を収集する場合は、あらかじめ対象となる市民を定め、市民説明会を開催する。
- 2 市は、市民説明会の開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
  - 1 本条は、市民参加の方法の一つとして、市民説明会の具体的な内容を定めたものです。
  - 2 市民説明会は、市民に一方的に説明するだけの手続きではなく、市がその施策の説明を通じ、複数の市民意見を聴取することを目的に開催します。

#### (市民会議手続)

- 第11条 市は、課題、問題点等に対して複数の市民との意見交換、意見形成等を図る場合は、あらかじめ対象となる市民を定め、市民と市及び市民同士の自由な議論により一定の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民会議」という。)を設置する。
- 2 市は、市民会議の開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければな らない。
  - 1 本条は、市民参加の方法の一つとして、市民会議の具体的内容を定めたものです。
  - 2 第1項の「市民会議」とは、市民と市及び市民同士がワークショップ等の手法を用いて自由な意見 交換や議論を活発に行うものです。

#### (住民投票手続)

- 第12条 市長は、<u>行政運営上特に重要な事項で、市民の意思を直接問う必要があると認める場合</u>は、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の場合において、住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方 法、成立要件及び結果の取り扱いその他住民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例 で定める。
  - 1 本条は、市に関わる特に重要な事項で市民の意思を直接問う必要があると認められる場合については、市長が住民投票を実施することができることを規定しています。この場合は、市長は、別に条例を議会に提案し、議決を得る必要があります。
  - 2 第1項の「行政運営上特に重要な事項で、市民の意思を直接問う必要があると認められる場合」とは、一般的には、市の名称変更、合併、重要な案件又は市の将来を長期に決定する事項で、意見が二分されている場合などが考えられます。また、住民投票に付すことが適当ではない事項としては、一部の特定の住民ないし地域にかかわる事項、総合的で長期的な検討を要し、多様な可能性が存在する問題、高度な技術的な問題、自治体の権限に属しない問題等があります。
  - 3 第2項で規定しているように、住民投票に必要な事項については別に条例で定める必要があります。

#### (市民提案手続)

- 第13条 市民提案手続における提案は、代表者である市民が、<u>市内に住所を有する10人以上</u>の 連署をもって、市に行うものとする。
- 2 市は、市民提案手続による提案を受けたときは、速やかに担当部署を定め対応を図るものとし、 必要に応じ印西市市民参加推進会議の意見を聴くものとする。
  - 1 第1項の「市内に住所を有する10人以上」とは、少なくとも10名以上が、知恵を出し合い、議 論を重ね、合意のもとで行うプロセスが重要との考えで定めています。
    - なお、小学生や中学生であってもまちづくりに関心をもってもらい、それぞれの立場の目線での提案が、誰もが住みよい、よりよいまちづくりにつながるとの思いから、敢えて年齢条件については定めていません。
  - 2 第2項の「必要に応じ」とは、提案事項については、原則、市の担当部署が対応しますが、複雑多岐にわたる提案で第3者の意見を必要とする場合は、第14条に規定する「印西市市民参加推進会議」に意見を聴くものとしています。

#### (推進会議の設置)

- 第14条 この条例に基づく市民参加を適正に運用し、市民参加によるまちづくりをより推進する ために、印西市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
- 2 推進会議は、次の各項に掲げる事項について調査及び審議し、市長に提言することができる。
  - (1) この条例の運用に関する事項
  - (2) この条例及び規則の見直しに関する事項
  - (3) 市民提案手続により提出された提案の取り扱いに関する事項
  - (4) その他市民参加の推進に関する事項
- 3 推進会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 公募により選出された市民
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他市長が必要と認めたもの
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議は、複数の市民との意見交換及び意見形成等を図るため、市民会議を設置することができる。

- 1 本条は、印西市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)の設置並びに推進会議の組織及び 運営についての基本的な事項について定めたものです。
- 2 推進会議は、この条例に基づく市民参加を適正に行うとともに、市民参加をより一層推進すること を目的として設置するものです。
- 3 第2項は、推進会議が調査及び審議する内容について明記しています。
- 4 第2項第1号については、市民参加の運用がそれぞれ適切に行われているか等を調査、審議します。
- 5 第2項第2号については、この条例及び規則が社会情勢や市民ニーズ等により見直しを行う必要性 について調査審議するものです。
- 6 第2項第3号については、第13条の市民提案手続により提出された意見について調査、審議する ことを定めています。
- 7 第2項第4号については、市民参加を推進するために必要な事項を調査、審議することとしています。例えば、地区ごとのまちづくり計画の策定やまち育て塾の開設、またフォーラムの開催や人材の登録など、様々な方策について検討することとしています。
- 8 第3項第2号の「学識経験者」とは、地方自治体における市民参加等について専門的な知識・経験 を有する者を指します。

#### (市民参加の実施状況の公表)

- 第15条 市長は、毎年度の市民参加の実施状況を取りまとめ、推進会議の意見書を付して、これ を公表する。
  - 1 本条は、市民参加の実施状況の公表について定めたものです。
  - 2 市民参加の実施状況の公表については、推進会議からの意見も添えて、市民に進捗状況がわかり易く伝わるよう努めます。

#### (条例の見直し)

第16条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

本条は、本条例の見直しについて定めたものです。

#### (委任)

#### 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 1 本条はこの条例を施行するに際して必要な事項を規則で定めることを委任することについて定め たものです。
- 2 なお、この条例の規則の制定及び改廃にあたっては、積極的に市民参加を求めることとします。

# 3. 条例制定の経緯

# ★第1ステージ(市民会議)の取り組み概要

| <u> </u>    |  |      |
|-------------|--|------|
| 日付          | 内 容                                    | 参加者  |
| 第1回目        | ・市民参加条例(案)の策定に当って、市民の誰もが自由に参加できる会議の場   | 14名  |
| H16. 5. 20  | を設けることとし、第1回目の市民会議を開催した。               |      |
| 第2回目        | ・条例づくりに入る前の「市民参加」についての事例研究として、コミュニティ   | 13名  |
| H16. 7. 3   | センター建設時における住民参加について、建設協議会から運営協議会まで携    |      |
|             | わった方を招いて、質疑応答方式でお話を伺った。                |      |
|             | ・条例づくりの進め方について議論。                      |      |
| 第3回目        | ・条例づくりを進めるための意見交換                      | 12名  |
| H16.8.3     | →条例づくりの進め方、条例づくりの重要課題等について議論           |      |
| 第4回目        | ・市民参加の事例研究                             | 13名  |
| H16. 10. 27 | →白井市が市民参加条例を策定する前段でご尽力された方をお招きし、       |      |
|             | 条例策定までの経緯などのお話をいただいたあと、意見交換を行った。       |      |
| 第5回目        | ・市民参加及び市民参加条例についての市長の考え方をもとに議論         | 17名  |
| H16. 12. 16 | (市長参加)                                 |      |
| 第6回目        | ・事務局より条例試案を提示                          | 10名  |
| H17. 1. 21  | ・市民参加についての研究・・・・市民がどのような形で市政に参加できるのか研究 |      |
| 第7回目        | ・アメリカのロチェスター市におけるまちづくりへの市民参加について研究     | 10名  |
| H17. 2. 22  | ・市政運営における市民参加について・・・・現状分析              |      |
|             | →市民参加の一つの手法である附属機関の運営状況をもとに議論          |      |
| 第8回目        | ・もっとより多くの市民に参加してもらうため、市民主導によるフォーラムを実   | 9名   |
| H17. 4. 20  | 施したい旨の案が出される。そこで、その準備会を実施する。           |      |
| 第9回目        | ・市民会議においてフォーラムをどう進めるのかについて討議           | 9名   |
| H17. 6. 28  |  |      |
| 第10回目       | ・小林地区における地区市民会議の進め方を中心に話し合いを行う。        | 9名   |
| H17. 8. 5   |  |      |
| 地区会議        | ・小林地区市民会議を実施・市民参加について市長の考え方を基に意見交換     | 7名   |
| H17. 10. 15 | →市民参加条例案を基に議論しないと、進まないのではないかとの意見       |      |
| 第11回目       | ・今後の会議の進め方について(意見交換)                   | 6名   |
| H18. 1. 23  |  |      |
| 第12回目       | ・これまでの取り組みと今後の方向性について                  | 8名   |
| H18. 5. 1   | ・市民参加条例の策定スケジュールについて                   |      |
| 第13回目       | ・市民会議の会則について・今後のスケジュールについて             | 9名   |
| H18. 5. 24  | ・2年間の検討内容のまとめについて(中間報告書)               |      |
| 第14回目       | ・市民会議の会則について(継続審議)                     | 10名  |
| H18. 6. 8   | ・今後のスケジュールについて(継続審議)                   |      |
|             | ・2年間の検討内容のまとめについて(継続審議)                |      |
| 中間報告        | これまでの検討内容と今後のスケジュール、検討体制と会則について市長に報告   | 8名   |
| H18. 6. 30  | した。                                    |      |
|             |  | 164夕 |
|             | 第1ステージ参加者合計                            | 164名 |
|             |  |      |

# ★第2ステージ(印西市の市民参加条例をつくる会)の取り組み概要

| 日付                        | 内容   | 参加者  |
|---------------------------|--|------|
| 第1回目                      | ・中間報告をうけて、条例策定の第2ステージである「印西市の市民参加条例                  |      |
| H18. 7. 14                | をつくる会」がスタート。今までの経緯、中間報告、検討体制、会則、スケ                   | 27名  |
|                           | ジュールについて説明するオリエンテーション                                |      |
| 第2回目                      | ・市の職員プロジェクト「市民参加研究会」の10名を交え「印西市の市民参                  | 05.5 |
| H18. 7. 20                | 加が進むようにするには」をテーマにワークショップを行った。                        | 35名  |
| 講演会                       | ・世田谷区でNPO活動をしている「玉川まちづくりハウス」の林泰義氏を招                  | 35名  |
| H18. 8. 10                | き「市民参加のまちづくり」をテーマに講演会を開催。                            |      |
| 第3回目                      | ・「玉川まちづくりハウス」の林泰義氏と、条例の必要性や重要性、市民活動                  | 6    |
| H18. 8. 10                | 推進条例との違いについて議論した。                                    | 35名  |
| 第4回目                      | ・「参加と協働の関係」をテーマに三つの事例を紹介。                            |      |
| H18. 9. 22                | ・第2回つくる会で出た意見を、市民参加条例で良く使われている分類ごとに                  | 31名  |
|                           | 整理し全体で話し合った。   |      |
| 第5回目                      | <ul><li>「市民参加の内容と方法」についてグループに分かれワークショップ形式に</li></ul> | 1    |
| H18. 10. 11               | より意見集約をした。   | 27名  |
| 第6回目                      | ・「市民の責務・役割」「市の責務・役割」についてグループに分かれワーク                  |      |
| H18. 10. 27               | ショップ形式により意見集約をした。                                    | 30名  |
| 第1回<br>条文策定部会             |  |      |
| H18. 11. 10               | ・「市民参加の内容と方法」について条文化                                 | 8名   |
| 第7回目                      | ・「前文」「目的」「基本理念」「推進体制」についてグループに分かれワー                  |      |
| H18. 11. 14               | クショップ形式により意見集約をした。                                   | 27名  |
| 第2回                       | y v z y y y v v v v v v v v v v v v v v              |      |
| 条文策定部会<br>H18.11.17       | ・「各主体の責務と役割」について条文化                                  | 7名   |
| 第3回                       |  |      |
| 条文策定部会<br>H18.11.22       | ・「目的・定義・基本理念・推進体制」について条文化                            | 11名  |
|                           | - 久立竿字並△示佐卍」を「たたも4字」に oいて - 芝上九山) 枚丁上九口              |      |
| 第8回目                      | ・条文策定部会で作成した「たたき台案」について、論点を出し修正点をワー                  | 20名  |
| H18.11.29<br>第 <b>4</b> 回 | クショップ形式により提案した。                                      |      |
| 条文策定部会                    | ・第8回つくる会で、提案された意見を検討し、たたき台を修正していき素案                  | 10名  |
| H18. 12. 13               | とした。   |      |
| 第9回目                      | ・第4回条文策定部会で検討した素案について全体で更に見直し、パブリック                  | 20名  |
| H18. 12. 15               | コメント手続、地区説明会用の素案とした。                                 |      |
| 第10回目                     | ・4駅圏地区説明会のグループに分かれ、地区説明会のプログラム等の打合せ                  | 31名  |
| H19. 1. 19                | をおこなった。  |      |
| 地区説明会                     | ・そうふけ公民館で開催、参加者39名                                   | 0.77 |
| 牧の原駅圏                     | ・プロセスと条例素案を説明した後、全体で意見交換                             | 9名   |
| H19. 1. 28                |  |      |
| 地区説明会                     | ・小林公民館で開催、参加者52名                                     | 0 #  |
| 小林駅圏                      | ・ワークショップ形式により意見や提案を集めた。                              | 8名   |
| H19. 1. 28                |  |      |
| 地区説明会                     | ・印西市文化ホールで開催、参加者57名                                  | 10 = |
| 木下駅圏                      | ・市の職員も多数参加、市民が職員に説明という構図になる。                         | 10名  |
| H19. 1. 30                |  |      |

| 地区説明会<br>中央駅圏<br>H19.1.30 | ・中央駅前センター、参加者38名<br>・簡単な体操を取入れ体をほぐし、出席者全員が発言できる工夫をした。                                      | 11名 |  |  |  |
|---------------------------|--|-----|--|--|--|
| 前文検討部会<br>H19. 2. 6~9     | ・第10回の宿題で、全員に前文に入れたい文書や言葉を提出してもらい、前文<br>検討部会で整理した。   | 25名 |  |  |  |
| 第11回目<br>H19. 2. 14       | ・地区説明会の振り返りをした後、前文を入れた条例素案の修正案について、全体で更に検討をした。   | 23名 |  |  |  |
| 第12回目<br>H19. 3. 13       | ・前回の課題を検討し修正した条例素案について全体で話合い最終案とした。<br>・前文についても前回の修正点を取り入れ最終案とした。<br>・最後に題名について案を出し多数決をした。 | 28名 |  |  |  |
| 提言<br>H19. 3. 28          | これまで検討してきた条文案を印西市長へ提言した。   | 18名 |  |  |  |
| 第2ステージ参加者合計               |  |     |  |  |  |
| 第1ステージ、第2ステージ参加者合計        |  |     |  |  |  |

### 4. 条例に寄せる参加者の想い

#### 【市民委員】

提言書に寄せる想い 乾 美知男

私は、昨年7月、第2ステージから参加させていただきました。市民参加条例案がだんだん形に なってくることに感動しました。市長への提言を機に、次の3つの想いをお届けします。

#### 1. 条例案の採択

市長に対する提言・議会審議を経て条例として成立させてほしいと思います。私達が検討して きた経過や熱い想いを汲んでいただき、印西市民にとって最も相応しいこの条例を施行できるよ うにお願いします。

#### 2. 条例の適切な実施

条例成立後、条例がその意図通り実施されることを望んでいます。これには市民が役割(知恵や行動)を果たしていこうとする努力が必要ですが、そのためにも、積極的な情報提供をお願いしたいと思います。同時に審議会・推進会議における人選方法・公開性についても、本条例の目的に沿ってご指導をお願いいたします。市民も市も互いにパートナー(対等で協働の精神)として共に条例の目的を達成していきたいと思うからです。

#### 3. 人的ネットワークの活用

「つくる会」では初めてお会いする人ばかりでした。企画政策課の方も「つくる会」の人たちも、そしてご指導いただいた、林先生、伊藤先生、森先生も皆さんやる気十分と感じました。回を重ねていくうちに信頼の輪も出来てきました。条例を機能させるためにも、また次の新たな企画や課題への対応にも、今回の人的なつながりが活かせるのではないかと期待しております。そして一層主体性をもった市にしていきたいと思っております。

提言書に寄せる想い 岩井 忠雄

私はつくる会の第3回目以降、他の用事と重なって4回程連続欠席するなど、余り出席はできませんでした。しかし、つくる会の検討の経過については、事務局から送付される資料で承知してきました。多種多様な検討項目がありますが、与えられた時間の中で、最後まで出席し、素案をまとめた会員の皆様と事務局に心から敬意を表します。この素案が条例に生かされ施行されることを心から願っています。

素案の説明会では各地区で色々な意見があり、批判もありましたが、私はこの提言書が条例に盛り込まれ、施行されることが先決であり、最重要であると考えます。施行して不具合があれば、それを見直し、改善すれば良いと思います。何事も最初から満点を取ることは不可能です。

みんなが印西に住んで良かったと思えるために、市民一人ひとりがより住み良いまちづくりに参 画する第1歩として、この提言書が生かされることを節に願います。

提言書に寄せる想い 岩井 茂

この度の「市民参加条例」は、すべての市民・個人を軸とした行政参加の機会均等を原則に策定するものだと聞いて、誘われるままに恥を忍んで参加しました。

私たちの世代には、「行政は絶対的」な機関であり、多少の疑問があってもやむをえないと言うお 任せの思考形態が定着しています。

また、最近では開かれた市政・行政と言われますが、行政への提言、苦情などは常に対立的な立場で構えなければならない図式や、役所の窓口を"たらいまわし"されるという構図がいままでのイメージとなっており、殆どの市民はあきらめていました。

印西市には170を超える条例があるとのことですが、殆どの市民は何らかの形で関与していて も、その条例を認識している人は少ないでしょう。即ち、「条例とは役所のご都合を規則化したもの で、市民側の立場のものではない」という認識にあると思われるのです。

市民にはまったく縁の遠いものとされている"条例"が、そしてあきらめていた行政への提言方法が、市民の手で策定できることはまるで夢のような話でした。

日ごろの生活の中で想うこと、願うこと、そして行政問題への提言など、いつでも市民が公平な立場で申し出の機会が得られ、それが早々に検討され、難問については市民と市役所の合議(推進会議)を経てすべて公表され、施策化されるという画期的な条例の案がようやく出来上がり、市長への提言に至った喜びは格別なものです。

この条例が市議会で可決され、施行するにあたっての問題は市役所の対応です。市民の想いは多岐に亘り難問も多いことでしょう。日頃から多忙な市役所業務に加わる事柄だけに、精鋭な窓口体制に加え、各セクションでの機敏な対応なくしては、また後戻りで「たらいまわし」となり、理想的な条例も絵に描いた餅になってしまいます。

市民との協働が基本ですが、市の機構を経なければ動けないのも協働です。

市長のご理解のもとに円満な市民参加の実現を期待してやみません。

提言書に寄せる想い 上田 としみ

私は二年前、終の棲家として印西市ニュータウン中央駅の近くに引っ越してきました。ゆったりとした駅前ロータリー、広く整備された道路、まちの周囲の自然豊かな里山、市のまちづくり理念など申し分ない所だと満足していました。ところが僅か半年後、駅前に近隣住民の声も届かず、2軒ものパチンコ店ができてしまいました。

このことを通じて、住みよい安心のまちをつくり守るためにどうしたらよいのか、何ができるのか、を考えているときに「印西市の市民参加条例をつくる会」の市民委員の募集を知り、どんなことかよくわからないまま、市民の声が反映される住みよいまちにしたい、と言う思いから参加しました。私などが参加するような会ではなかったのでは、と思うこともありましたが、回を重ね、みなさんとのお話し合いの中から、安心して住みよい環境をつくるには、市民と行政が一体になって協働していくことの大切さを強く感じることができました。この「参加条例」をつくる活動が、その協働の出発の第一歩であったと思います。

この条例が住みよいまちづくりのための市民と行政をつなぐ生きた力になるよう、見守り発展することを期待しています。

提言書に寄せる想い 臼井 昭彦

平成元年に横浜市から印西市小林(当時は印西町)を永住の地として移住してきた。当時小林はホタルが飛び交いメダカが泳ぐ自然環境豊かな、そして商店、スーパー等、生活環境も充実した理想の地であった。しかし数年後には環境が破壊され、ホタルもメダカも姿を消し、併行するかのように商店が減り、日常生活にも支障をきたすような地域となり現在に至っている。その後「小林まちづくり会」に入会し、小林地域再生の仲間として活動している。そのような時、「市民参加条例をつくる会」への参加を勧められ、私の年齢、能力で大丈夫かと不安もあったが、条例の主旨、内容等が「まちづくり」には必要な条例だと認識し参加した。以後、全ての会議に参加することはできなかったが、会議の都度林先生、伊藤先生指導のもと市職員プロジェクトの皆さん、そして市民委員の皆さん方の弛まぬ努力と熱意により約3年間の歳月をかけ、市長に提言できることになり、私としても感無量です。

この間、市民参加条例素案に基づき、各地区で説明会を開催し、私も小林地区説明会に主催側の一員として参加したが、多くの地域住民の参加に、市民の本条例に対する関心度の強さに感激し、

大変嬉しく思った。これからは本条例が、より多くの市民に理解されるようその方策を講じると共 に、条例作成に当たった先生方をはじめ、多くの人達の努力と熱意を無にしないよう、しっかりと した推進体制によって運営されることが望ましく、以上提言します。

提言書に寄せる想い 海老原 作一

市民参加条例策定の第1回市民会議から2年10ヶ月が経過しました。最初の頃は、つくる会の参加者にも市民参加についての知識不足等があり、会議の進み方にやや不安がありました。しかし、それを乗り越え、議論に議論を重ね市民参加によって作ったこの条例案には、策定にかかわったすべての人たちの努力や思い入れが詰まっています。ふりかえれば、隔世の感があります。

また、この条例は、通常の条例とはちょっと違った面があると思います。それは、約束事によって拘束されるのではなく、むしろ使いようによっては、将来に向けたより良いまちづくりに対する可能性が大きくなるのだろうと思います。いづれにしても、まだまだ、通過点であるという認識が必要ではないでしょうか。

提言書に寄せる想い 遠藤 和孝

「つくる会」の会合が毎回ワークショップ形式であったので、意見表明のポストイットの数も多くだされました。メンバーは、公募によって集まった無報酬の方々で、発言も多く活発な議論が為されました。また、市民と市職員との共同作業であったので、市政がより身近に感じられるようになり勉強にもなりました。

4駅圏での説明会で、私は小林駅圏説明会を担当しましたが、思った以上に大変盛況で、多くの市民の参加で、ポストイットで多くの意見が出されまして、今後の小林地区の住みよいまちづくりが見えてきた感じでした。発展することを今後も注目していきたいと思っています。

この条例案には、市民提案制度があり、しかも年齢制限もありませんので、子供たちの要求に基づく提案が出てくることを期待しています。「子育てするなら印西・お年寄りにもやさしい印西・住んでよかった印西」といわれるようにしたいものです。

今回、市民参加という場を提供していただき、参加して良かったと思っています。このような機会を作ってくださった方々に感謝申し上げます。

私は、この条例を活用して、今後もまちづくりに参加していきたいと考えています。条例が制定される日を、今から楽しみにしています。

提言書に寄せる想い 小熊 清

今、私たちはこの印西を故郷として住んでいます。豊かな自然に恵まれたこのまちを、より住みよいまちにするためには市民の協力が不可欠です。

市民はエネルギーです。考え行動できるかけがえのない資源です。この資源と開かれた市政との協働で、従来の陳情・請願型から、提案・参加型へのダイナミックな転換のときです。そのための環境づくり、それこそが市民参加条例の制定です。市民の誰もが提案でき参加できる制度のあるまち、印西こそが住み続けたいまち、夢があり希望の持てるまちになれることでしょう。

提言書に寄せる想い 加藤 綾子

市長さんに条文案を届ける目安ができ、とても嬉しく思います。長い道のりを歩んできました。 これからはじまるであろう市と市民との協働のまちづくりは、楽しみでもあり大変でもあり、期待 と不安な思いが交錯しています。行政職員と市民との立場の違いを乗り越え、行政職員が一個人と して印西市を考え、私たち市民と同じ立位置で意見交換ができる日を、楽しみに期待したいと思い ます。 「静かな環境に魅かれて来たのに、近くにパチンコ店ができるなんて!」…いま市内のあちこちで、良い環境が壊されることへの市民の憤りが聞かれます。私が参加している「NTまちづくりを考える会」も、中央駅南口への大型パチンコ店進出を機に、まちづくりの前途を案ずる市民によってつくられました。私自身これまでにも、小倉台のコンビニ出店問題、木刈四丁目のパチンコ出店問題、松崎工業団地の馬券売場問題等に、直接間接に関わってきましたが、そこで痛感したのは、印西市には、良い環境の保全や創出を図る理念も権限もない、という残念な事実でした。都市計画法上の地区計画では、地権者中心のため迂遠です。最近になってようやく「景観」の価値が認知され「景観法」による規制の可能性も生まれましたが、実効性は今後です。

ところが、千葉ニュータウン事業の完成までには、今の1.7倍規模の基盤整備、宅地処分、人口誘致が図られており、現に目の前で建設ラッシュが進んでいます。加えて、企業庁・都市機構が撤退し、民間主導となれば景観への配慮がどうなるかは目に見えています。こうした中で、とりあえず出来るのは、関心をもつ市民が声を上げること、環境破壊の直接被害を受ける住民が立ち上がることです。

「市民参加条例」が、市民の願いをしっかりと受けとめ、市民・行政が協働して、良い環境を将来 に残してゆくことに、有効に働くシステムとなることをつよく期待しています。

#### 印西市の市民参加条例を作る会に二年有半も顔を出させて貰って思いますこと 喜多村 利吉

- ①31名の仲間さん方のお名前とお顔、そして、夫々のお見識が見えてきて、これからの地域社会のコミュニティー作りに、灯火が見えてきたように感じています。
- ②市条例というものの重みを感じ、これから議会を通過するまでのその前に庁内の諸規則との擦り合わせなどもあり、事務局の役割はまだ続くのでありましょう。
- ③「市民参加条例をつくる会」の発足当初は、20名ほどでスタートしました、次第に油がのってきて31名にふくれ上がり、そこに庁内各部局からのプロジェクトチームの10名さんも加わられて、市民と職員が文字通り、車の両輪となって練り上げられてここまできたのでした。
- ④私たち市民と市が、条例づくりの中で学んだこのデモクラシーの考え方は、いつまでも息づき続けることでありましょう。

#### 印西市市民参加条例に思うこと

清倉 範夫

私は、地域の子どもたちを守るため平成14年度より子どもたちに声かけあいさつ運動を日課としている。こんな矢先に平成16年度より市民参加条例をつくる市民会議の公募があり、申し込んだ。申し込んでおきながら他の行事と重なり欠席することがたびたびあったが、市民参加条例のつくる会の活動の様子は、市役所企画政策課からその都度送られてきていたのでよく理解できた。多くの市民と市職員が腹を割って話し合い、住民主体の地域づくりに展開することはとても大切なことだと思う。

NHK総合テレビの「ご近所の底力」の番組で、全国各地の地域興し運動の展開を興味深く観てきたが、私たちはその印西バージョンとして「小林子ども守り隊ほめほめおじさん励ましおばさんの会」を展開しているところである。「あいさつ運動・パトロール活動・犯罪の起こりにくい環境づくり」のボランティアは子どもたちを犯罪被害から守る大きな抑止力ともなると確信をもって続けている。

行政や警察も仕事の多様化が進み、それぞれの地域すべての要望に応えられないのが現状であり、 その隙間を埋めるいみでも、この市民参加条例の果たす役割は大きいと思う。「ご近所のパワーは岩をも動かす」とこの放送番組の司会者堀尾正明アナウンサーは言う。

未来ある子どもたちの為にも、印西市のまちづくりを進めるにあたって、それぞれの地域に住んで

いる住民の視点やパワーを生かすことができる。私は、市民の手でつくりあげた市民参加条例には、 諸手を挙げて賛成するものの一人である。

殆ど参加できなくて心苦しいが、このすばらしい市民参加条例が市議会をできるだけ早く通過して、多くの市民の底力で、よりよいまちづくりにつながることを期待してやまない。

提言書に寄せる想い 児嶋 正治

市民参加条例の必要性については当初から実感して居るので、関心を持って今日まで参加してまいりましたが、いざここまで作って来て見ると、当初想定していたものとだいぶかけ離れてしまったような感がする。

参加条例の細則が足かせとなり、気軽に住民参加及び協働参画がめんどうになりやしないかと心 配です。

今後は市側の窓口整備を第一に、市民の自主的参加と市側の潜在能力を十二分に発揮して頂き、 活用できる環境作りが最も重要ではないかと思う。

提言書に寄せる想い 小林 俊文

長期に渡り、事務局始め条例をつくる会に出席された方々、本当にお疲れさまでした。

当初は条例作りと言うよりも、一般市民として市政に何かお手伝い出来るものはないかという単純な気持ちで参加致しました。回を重ね、コミュニケーションを図ることで、多くの人達と活発な意見交換が出来ました。またワークショップでは、自分の意見を要領良くまとめ、発表する訓練が身に付きました。いままで漠然としていた思考を、系統建てながら問題解決へと導く手法を勉強させていただきました。

また、今回の条例作りでは、事務局は常に「主導者は市民です。」と言い続け、小さいことでも提案すれば真摯に受け止め、必ずテーマとして取り上げ、皆で討論して行く姿勢に好感を持ちました。 その結果として、住民の為の条例が出来上がったと思います。

今後は、この条例を運用していくためには、市民が中心となり、それをサポートしてくれる市職 員とスクラムを組んで前進して行かなければなりません。

今までは、行政に対して対決意識で見ていましたが、この様な機会を持つことで壁がなくなり、 意識の変化と共に有意義な期間となりました。今後は、自分からお手伝い出来るものを見付けて積 極的に参加して行きたいと思います。

本当に有り難うございました。

提言書に寄せる想い 佐藤 寛之

市民参加条例づくりに最初にかかわりをもったときには、こんなに時間をかけ、こんなにたくさんの資料に目をとおし、こんなに討論をしてつくるものだとは、まったく思っていませんでした。

しかし、おわりに近づいた今は、かかわった市職員の方々の真摯な仕事ぶりをとおして市政そのものが見られるようになり、世間一般に流布された公務員批判など、どこの国のことか、と思っています。

ほんとうに得難い経験をしました。

市民参加条例がぜひぜひ日の目を見ますように、心から期待しています。

提言書に寄せる思い 塩谷 忠嗣

過去60数年に亘り大阪、東京、千葉の各都市に住み、また会社勤務時は仕事柄海外の主要都市に限りなく出張・滞在した経験があります。リタイヤして4年経過した。今後の人生を如何に過ごすかをじっくり考えてきた結果、ようやく答えが見え始めた。まず、この印西市は田園風景が緑豊か

に残っていて自宅付近には大型商業施設が昨年設立され、スポーツジムや映画館といった都会的便利な機能も充実してきた。まさしく終の棲家にふさわしい住環境が整っている状況である。

今回市民参加条例の会に参加した背景には、この快適な環境を10年後も20年後も残せるように市政に協力して行くことが自分にとって一番大切なことだと考えた次第です。

私自身のライフワークとして、ごく普通の一市民の立場で市政に協力して、条例が施行された後も何らかの形で地域の活性化に貢献して、シニアにとっても住みやすいまち作りに貢献していきたいと考えている。

私達の素直な希望・要求を市に伝え、また逆に市が何を市民に望んでいるのかを認識して、今後 行動していきたいと思う。

そのためにも、この条例が市民のために成果の出るよう、市当局も組織体制・予算枠取り・心構えを整えて頂きたいと願っています。以上

提言書に寄せる想い 高橋 誠

今までサラリーマン生活を40年経験して、しっかり働いて、家庭を守り、税金をいっぱい払うのが私の使命であり、行政への最高の協力であると思い、それで十分であると考えておりました。

しかし世の中の動きの中で、利権を持っている人の動きと、世の中を良くする為の動きに、大きな ズレがあるのを感じてきてもおりました。

今回の条例を作るという機会で、行政職員の人達と初めて一緒に議論を重ねるうち、市民と行政 という立場は違えども、この街を良くしようとの思いは同じであることを実感させてもらいました。 ただ各々立場の違いで、職員は法律や条例の縛りに捕われていて、市民の自由な発想や目線は、理 解し難いものになっていたのだと感じました。

この違いは、県の行政、国の行政へとシフトするにつれ、更に時代にマッチしていない法律や硬直した慣例が蔓延り、行政の質を脆弱化させるなど、まさにそのつけが借金大国へと導いたのだと思います。

国民や地方行政は、上部機関から補助金をより多く獲得することが"善"で、市民に目を向けず補助基準だけを満たした身の丈に合わない事業展開により、サラ金生活状態に陥り、やがて財政破綻への道を辿るのではないかと思います。

住みよいまちへの展開は、住民と行政がお互いもっと理解し合い、信頼し合い、一体となってオープンな議論の基での運用が基本だと思います。そして、人、物、金、時間という資源を効果的に取り進め、お互いを思いやり、助け合い、弱い立場の方へ配慮を忘れず、そして自分達で出来ることは自分達でやり、痒いところの直ぐ手が届くような身の丈に合った協働社会(小さく身近な公)を創る事が、明るく笑顔いっぱいで、「住みよいまちづくり」につながることだと確信出来る様になりました。

今回の市民参加条例をつくる会での職員と市民の活動は、協働の精神そのものであり、この経験は、 今後の新しい街づくりへの市民、職員の意識改革へつながり、市民参加のまちづくりへの新たな方 向性を示すものと非常に期待するものです。

提言書に寄せる想い 高山 謙三

市民参加条例の作成に係わってから3年経過し、漸く市長への提言に至った事について、参加者はもとより、この事務に携わった事務局の方々の苦労は並大抵でなかったと感じております。そこで、今回、条例案を市長に提言するに当たり、市長はこの条例の策定について十分理解されたうえで、この作業を見守って来られた筈であると考えます。

従って、この参加条例の提言を受けられたあとの議会対策等は、為政者としての責任において十分その任に当たっていただくことが肝要と思います。

昨今地方の時代と呼ばれているなかで、住民の不安・負担は増大傾向に向かっており、今回の参加条例の作成は時期を得たものであります。このような情勢で、地域住民の生活環境を十分掌握できない行政は、今後立ち行かなくなるのは明白です。

この条例案で完全とは言えませんが、これが第一歩で、条例制定後は、その後の状況の変化に対応しながら改正することが可能です。

英断を期待するものです。

### 提言書に寄せる想い 谷岡 恵理

私はあまりお役に立てなかったのですが、この会に参加して、色々な人の思いにふれることができました。

この条例の作成には、長い時間とたくさんの人の思いが込められています。みんなが力をあわせ て作り上げた「市民参加条例」なのです。

きちんと施行されることを希望します。それは、この条例の実効性を持たせ、さらなる市民参加 が促進されることです。市民と行政が活発に市民参加できることです。協働の意味を考え、本格的 に取り組んでいくすがたです。

この条例には、チェック機能として、「推進会議の設置」があります。公平な目の存在は必要不可 欠だと思います。

すべての印西市民が、ここ印西を「ふるさと」として認識し、誇りをもって生活できたらと思わずにいられません。みんなが、ここに住み続けたいと思えるすばらしいまちづくりのためにこの条例が有効に機能して、生かされてほしいと願っています。

提言書に寄せる想い 新津 陽一

市民参加条例をつくる会も最終回を迎える運びに、参加者と林先生及び会事務局の努力が素案と提言書となって、市政の発展に大きな前進と明るい希望の証となったことを心から喝采をするものです

私は、都合により途中から参加できなくなりましたが、毎回事務局から会の貴重な資料をご送付 戴き感謝致しております。

私の考え。市政に対する市民参加の一つについて具体的で失礼ですが、納税に対する使途にジャッジしていくことも必要ではないかと思っております。

決算状況(平成16年度)を参考に、市財政一般会計13税目、歳入約200億円と、特別会計約100億円と、市の財政規模約300億となっており、財政は金がないとの理由で、道路、学校、病院等、人口6万人の市の公共施設が粗末であり、会計の中で事業組合に対する負担金(年間しの操出金)21億円以上、事業組合(7事業体の所在地・職員数・会計業務内容が不明)、この出費は県よりの行政指示と思いますが、市民はあまり知らない。又、北総鉄道については計画から40年以上経て、成田空港に繋がらない。都市機構も企業庁も、印西市を虚仮にされているように思います。…等など。

今回の印西市の市民参加条例をつくる会の皆様の苦労と努力に対し心から謝意を示します。

#### 提言書に寄せる想い 林 正夫

市民参加条例をつくる会に参加した大きなポイントは「市民が積極的且つ直接的に、市政に関わる機会が得られる。そういうシステムが出来上がる」という強い想いからでした。

印西市が豊かな住みよいまちになるために、この市民参加条例が寄与してくれることを願っています。

まず情報公開の原則を基に、市からの積極的な情報の提供により、市民参加の機会が促されます。市民は市政に、より関心を持ち市民の意向が市政に反映されるよう、積極的に市政に関わっていく

ことが出来ます。この様な市と市民との協働によるシステムづくりを行うことが、この条例の大きな柱ではないでしょうか!

例えば公共施設の設置事業等については、計画段階より市民が参加することで市民の意向が反映されます。又市民の日常生活を豊かにする施策が地域特性を考慮しながら、市民の意向がより細やかに盛り込まれることなります。

しかし、この条例が出来上がっただけでは意味がなく、この条例の運用を如何に進めていくかで、 その真価が問われることになります。

感想 藤原 政夫

#### ○はじめに言葉ありき

条例案づくりの過程で、印西市内の環境の異なる場所に住んでいる方々や市の職員の方々と率直な意見交換ができましたが、このような機会をもつことがこれからの街づくりにはとても大切なことだと思いました。私の住んでいる地域では退職した高齢者が多いのですが、住民が近くの喫茶店や軽食堂に集まって情報交換したり、談話したりしているようです。文化ホールでも喫茶室がないし、図書館では声を立てると注意されるし、なぜ市は市民の楽しい語らいの場を提供してくれないのでしょうか。駅前、市庁舎付近など、拠点的にこうした場所を設けて、普段市民や職員の方々が気軽に立ち寄り、談話する場所づくりが街作りの第一歩のように思えます。今は公共施設といえども社会福祉法人などに運営を委託し、低料金で庶民の利用できる「語らいの場所」をつくる時代ではないでしょうか。

#### ○まちづくりは故郷づくり

印西市で育った子供たちから故郷と呼ばれるような「まち」とはどんな場所でしょうか。私は印西市に来てから二十年になりますが、この間に近くの亀成川の付近についても、ホタルやヤリタナゴが減り、鎮守の森から白鷺の群が消え、里山の生物の姿が消えています。私は北総台地につづくこの地に公害のない自然の姿を見いだし、利根川・手賀沼・印旛沼周辺の散策のなかに、以前住んでいた水都の松江や武蔵野の野山の面影を重ねています。日本でも外国でも街を訪れて印象にのこるのは、街路樹の美しさです。それだけで高齢の居住者には住民としての幸せを感じたり、誇りを持てたりします。

それから子供時代の思い出に残るような里山の自然学習、蛍狩り、凧揚げ大会、花火大会、祭り、 模型飛行機大会など四季おりおりの行事を、年間をとおし起こすこと、従来作ってきた公園を憩い の場やスポーツの場とし活性化し、効率的な利用を促進することなど、ハード面よりソフト面に重 点をおくことが必要ではないか、と思います。

東京のベットタウン化し、寄生虫化した「まち」は必ず滅びる。地方のまちは必ずそれ自体に存在の独自性がなければならない、というのが私の主張です。

#### ○まち起こしは特産品作りで

まちづくりのひとつに特産品があげられる。印西市の新住民と呼ばれる人々の中に東京の下町の住民で戦災後に移り住んできた人が比較的に多い。これはこの地が歴史的にも地理的にも東京の文化圏に属し出身のつながりが深くあったのかもしれない。北総線が浅草を中心として東京の下町の文化や技術を取り入れ易くしている。良い技術指導者を呼んで職人の仕事をこの地に根付かせる努力をしてみるのはどうだろうか。私見としては現在竹炭ばかり福祉事業として作っているが、もう少し付加価値のある竹細工、たとえば凧の制作など、凧あげをふくめて市のまち起こしにならないだろうか。

#### ○市民としてのアイデンティティを持つために

これには郷土の歴史を辿ることが欠かせない。こうした認識を定着させるために、しっかりした資料館などの公開の場を整備することが必要ではないか。印西市に住んでから、木下河岸と利根川

の水運、草深の開発史、木下街道を中心とした往還道や歴史的建造物の探索などを通じて、印西の歴史に関心をもち、また周辺の市町村とくに印旛村、白井市、利根町、河内町、竜ヶ崎市の資料館を訪れたり、そこでの学術講演を聴講してきた。その中で思うことは、印西市では先人の立派な研究業績があるにも拘わらず、現在では他の地域より学術研究の体制に遅れがあるのではないだろうか。経済社会の進展ばかりに目を奪われることなく、郷土の誇り、歴史的な財産に市民の関心を集めることは、まちづくりに一番必要なことではないでしょうか。

提言書に寄せる想い 前田 伸彌

作業の初期に、既に市民が行政に意見を述べる方法は多々あり、何故市民参加条例が必要か、との思いがありましたが、条例によって市民参加が精神論でなく、仕組として行政が機能する大きな進歩であり、今後の行政の基礎との思いが期待できる様になりました。 〈市長への要望〉

まず、この条例を企画した、市長に敬意を表したいと思います。が肝心なのは、行政の中にいかに条例の精神、主旨を定着させるかです。

よく意識改革といいますが、スローガンを唱えるだけでは何も前進しません。定着には仕組を作るしかありません。現行では、市民参加の声は量・質とも現状と変わらないと思われます。例えば、

- 1. 職員の人事考課に条例の実行度を加える。
  - a) 何事も初めてのチャレンジは、混乱や遅滞などの失敗がつきものだが、マイナス評価は しない。
  - b) 市民評価で施策が企画変更になった場合、プラス評価をつける。市役所が活性化します。
- 2. 自治会・町内会との提携

通常、問題が発生し、利害関係が生じる当事者以外は、なかなか行政に発言しません。自治会には各担当役員がおり、多少公務の責もあり、より広く市民の声を聞くことができると思われます(あくまで任意ですが)。以上。

提言書に寄せる想い 増田 葉子

市民参加条例の検討にかかわって三年あまり。その間、たくさんの人のお話を聞き、意見を交換し、たくさんのことを学び、あまりにもいろいろなことがあって、一言では言い尽くせないような膨大な想いがあります。

さて、その想いをまとめようなどと思うと、なんだか「提言書ができてゴール」という感じになってしまいますが、本当は、「これからがスタート」なんですよね。

今年度に入ってからの盛り上がりが、一時的なもので終わってしまわないように、後々ふり返ったとき「あれが印西市が変わるきっかけだった。」と言えるように、自分の子どもの成長を見守るような思いで、これからも、「大切に」かかわっていきたいと思います。

つくる会の皆さん、事務局はじめプロジェクトの皆さん、本当にありがとうございました。これ からも同じ思いをもつ仲間として、市民参加の輪を広げていきましょう!

#### 「行政への参加」から始まる、「行政」と「市民(注)の主体的な活動」との協働

市民参加まちづくりパートナー 宮本 照嗣

(注)市民=個人、団体(NPO等)、組織(企業、学校等)、本稿では全てその意

市民参加(協働)の実践者は、当事者意識を持って社会にかかわり、自ら判断して行動している。その行動は、権利・義務という強制に基づくものではなく、社会における自らの役割を認識することに基づく自発的なもの。

他人のこと、社会のこと、過去・未来のこと、総じて言えば「環境」に関心を持ち、理解し、対

象のことを「自らのこと」と感じ、当事者としてふるまう内生的な行動である。

すなわち「他人のため、社会のため」では無く、「自分らしく」ふるまう行動である。

その際、判断と行動を決している感覚と知恵の根源は、長い年月をかけて人類に備わってきた。「腑に落ちる」という言葉は、我々が物事を理解し、判断するときに、内在する感覚に照らしていることを示している。

こどもと一緒にまちづくりを進めるとき、その感覚と知恵は研ぎ澄まされ、大人も成長していく。 当事者意識に基づく主体的な行動は、本人の「らしさ」を開放し、生き生きさせる「自己発現」。 さらにその「らしさ」が、共感を重ねて紡ぎ出す「らしさ」がある。「家族らしさ、集団らしさ、地 城らしさ」がそれだ。

私たち、市民と市は、当事者として主体的に関わり合うための基礎となる市民参加条例を手に入れた。それぞれの「らしさ」を認め合い、発揮し合って、子どもたちが誇りにできる「まちらしさ」を紡いでいきたい。

#### (仮称)市民参加条例提言書に寄せる想い

村本 清明

私は、本条例案作成の第2ステージ(去年の夏)からの参加者です。市民の意見をより反映した 行政が行われることを希望していましたので、本条例案をできるだけ早く作成したいと思っていま した。本条例案作成の市民会議では、市民の皆さんの知恵と熱意が結集され、当初考えていたより も開かれた実効性のある良い案ができたと思います。この提言が受け入れられた後は、行政サイド のみならず、市民サイドも、この提言(条例)を守り育て、住みやすい街づくりに努力していく必 要があるでしょう。

市民と行政がパートナーシップを組んで、より民主的な地方自治が推進されることを期待して止みません。

なお、あえて申し上げれば、この市民会議の活動は学ぶべきことも多く、個人的にも大変参考になりました。これは、本条例案のシミュレーションとして、ふさわしい内容を備えた活動だったと考えられます。今回の市民会議が、今後の良きサンプルとして活用されることも併せて期待しております。

ご指導いただいた諸先生、行政の方々、市民の皆様に大変お世話になりました。どうもありがと うございました。

提言書に寄せる想い 山口 進

市民と市の協働による「まちづくり」を謳った市民参加条例案が、H16年からの長い時間と熱心な市民や行政の方々によって、数多くの会議を、林、伊藤、森先生等のアドバイスの下に継続され、その間いろいろな工夫もとり入れられ市民案がようやく出来上がりました。

完全ではありませんが、この市民参加条例案が議会ですみやかに承認され、何よりも市民や市に依って実際に行動に移され、協働のまちづくりが展開、発揮されることを強く望みます。

提言書に寄せる想い 吉田 芳彦

故郷と似たような自然環境の良さにひかれて住まい始めてから23年になりますが、数年前から入居した時の計画と大幅な修正の繰り返しをし、それと同時に住環境も悪化してきたことから行政運営に関わることができないものかと思っていたとき、広報紙に市民参加条例の策定について掲載され、平成16年6月の第1回市民会議から参加させて頂きました。仕事の関係で毎回は出席できなかったけれど、第1ステージでは、2年の期間を費やしました。そして、第2ステージでは、市民参加条例をつくる会を立ち上げ、職員と参加者が一体となって、何がなんでも制定するんだという熱意でここまで来たように思います。地方分権一括法とともに始まった三位一体改革で、国から地方に

権限の委譲、国庫補助負担金、地方交付税が削減され、行政と住民の自発性、創意工夫が求められて来ており、少子高齢化の進展に伴い、財政的にますます厳しい時代になっています。この様な状況下においては、市民と行政が対等の立場で協働のまちづくりが必要であり、印西市を、住んで良かった、住み続けたいと思える魅力あるまちにしなければなりません。3年を経過し、漸く最終段階までこぎ付けたことは、それぞれの立場で知恵をしぼり、汗をかき、努力した結果である。今後はこれまでのことを無駄にさせない為にも、条例が可決成立されることを望んでやみません。

# 5. 参加者名簿

# 【市民委員】(五十音順)

| No. |   | 氏  | 名   |              |
|-----|---|----|-----|--------------|
| 1   | 乾 | 身  | € 知 | 男            |
| 2   | 岩 | 井  |     | 茂            |
| 3   | 岩 | 井  | 忠   | 雄            |
| 4   | 上 | 田  | とし  | み            |
| 5   | 臼 | 井  | 昭   | 彦            |
| 6   | 海 | 老原 | 作   | <del>-</del> |
| 7   | 遠 | 藤  | 和   | 孝            |
| 8   | 小 | 熊  |     | 清            |
| 9   | 奥 | 村  | 恒   | 久            |
| 10  | 加 | 藤  | 綾   | 子            |
| 11  | 亀 | 倉  | 良   | _            |
| 12  | 喜 | 多村 | 利   | 吉            |
| 13  | 木 | 下  | ふた  | は            |
| 14  | 清 | 倉  | 範   | 夫            |
| 15  | 児 | 嶋  | 正   | 治            |
| 16  | 小 | 林  | 俊   | 文            |
| 17  | 佐 | 藤  | 寛   | 之            |
| 18  | 塩 | 谷  | 忠   | 嗣            |
| 19  | 高 | 橋  |     | 誠            |
| 20  | 高 | Щ  | 謙   | 三            |
| 21  | 谷 | 畄  | 恵   | 理            |
| 22  | 豊 | 田  | 多見  | ,子           |
| 23  | 新 | 津  | 陽   | _            |
| 24  | 林 |    | 正   | 夫            |
| 25  | 藤 | 原  | 政   | 夫            |
| 26  | 前 | 田  | 伸   | 彌            |
| 27  | 増 | 田  | 葉   | 子            |
| 28  | 宮 | 本  | 照   | 嗣            |
| 29  | 村 | 本  | 清   | 明            |
| 30  | 山 | П  |     | 進            |
| 31  | 吉 | 田  | 芳   | 彦            |

## 【職員プロジェクト - 市民参加研究会 - 】

| 部署           | 氏 名     | 備考  |
|--------------|---------|-----|
| 総務部総務課       | 伊 藤 隆   | 会 長 |
| 市民経済部ふれあい推進課 | 大 澤 等   | 副会長 |
| 総務部秘書広報課     | 土屋茂巳    |     |
| 総務部情報推進課     | 小 池 康 久 |     |
| 総務部市街地整備推進室  | 草間喜克    |     |
| 保健福祉部社会福祉課   | 鈴 木 悦 子 |     |
| 都市建設部都市計画課   | 高 平 光 重 |     |
| 教育部教育総務課     | 酒 井 和 広 |     |
| 教育部学校教育課     | 川村由美子   |     |
| 教育部生涯学習スポーツ課 | 伊藤哲之    |     |